社会福祉法人三木市社会福祉協議会

デイサービスセンター三木北運営規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人三木市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が開設する指定通所介護または介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業事業所デイサービスセンター三木北（以下「事業所」という。）が行う通所介護等事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師又は介護員等の従事者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢もしくは事業対象者である高齢者者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、在宅福祉サービスの提供を通じて住民の福祉の向上に寄与するという社協の公共的団体としての役割を自覚し事業を行う。

２　従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

３　従業者は、要介護者等の意志及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立ったサービスの提供を行う。

４　事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、関係市町村、その他地域の保健･医療･福祉サービス提供者との綿密な連携に努める。

５　事業所は、上記の外「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第３７号、平成１１年3月３１日付）」または「各市町村が定める通所型サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守する。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)　名称　　デイサービスセンター三木北

(2)　所在地　　三木市加佐５７７番１

（従業者の職種等）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職員内容は次のとおりとする。

(1)　管理者　１名

管理者は、事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護または介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供に当たるものとする。

(2)　生活相談員　２名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護または介護予防･日常生活支援総合事業第一号通所事業の利用の申込みに係る調整､通所介護計画の作成､利用者及びその家族への説明等を行う。

(3)　介護員　６名以上

介護員は、送迎、養護、生活援助全般、レクリエーション活動、ケース記録の記入管理等直接的な介護、訓練を行う。

(4)　看護師　２名以上

看護師は、健康管理のチェック、処置、保健衛生面の指導、服薬指導等を行う。

(5)　機能訓練指導員　１名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6)　調理員（業者委託）

調理員は、給食サービスの調理、献立作成、食材発注、検収等を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1)　営業日及び営業時間
　　月曜日から土曜日の午前８時45分から午後５時30分までとする。ただし、年末年始(12月29日から１月３日まで)を除く。

(2)　サービス提供時間
　　月曜日から土曜日の午前９時30分から午後４時45分までとする。ただし、年末年始(12月29日から１月３日まで)を除く。

(3)　延長サービス提供時間
　　月曜日から土曜日の午後４時45分から午後９時30分までとする。ただし、年末年始(12月29日から１月３日まで)を除く。

（定員）
第６条　事業所の利用定員は、１日３５人とする。

（指定通所介護及びまたは介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の内容及び利用料等）
第７条　指定通所介護及びまたは介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護または介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業を提供した場合の利用料の額（以下「利用料」という。）は、厚生労働大臣または各市町村長が定める基準（以下「基準」という。）によるものとし、当該指定通所介護護または介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、厚生労働大臣または各市町村長が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に提示する。
(1)　入浴サービス
(2)　給食サービス
(3)　生活指導（相談・援助等）
(4)　レクリエーション
(5)　日常動作訓練
(6)　口腔ケアサービス
(7)　健康チェック
(8)　送迎
２　事業所は、前項の支払いを受ける額の外、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。
(1)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する交通費の実費相当額を徴収する。
　ア　通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道５㎞未満の場合は０円。
　イ　通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道５㎞以上の場合は１㎞毎に２０円。
(2)　指定通所介護及びまたは介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業に通常要する時間を越えるサービスであって､利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において､通常の指定通所介護または介護予防･日常生活支援総合事業第一号通所事業に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
(3)　食事の提供に要する費用
(4)　おむつ代
(5)　喫茶代
(6)　その他（日常生活用品等）実費相当額
(7)　前各号に掲げるもののほか、指定通所介護または介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
３　前２項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、三木市の全地域とする。

（緊急時の対応等）
第９条　従業者は、指定通所介護または介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の実施中に、利用者の状態に急変その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）
第10条　非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）
第11条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
(1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2)　虐待防止のための指針を整備する。
(3)　従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
(4)　第３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に報告するものとする。

（暴力団等の影響の排除）
第12条　事業所及び事業所を開設する法人の役員、事業所の運営に従事する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条 第６号に規定する暴力団員及び三木市暴力団排除条例(平成２４年三木市条例第１号)第２条第３号に規定する暴力団密接関係者であってはならず、並びにこれらの者をその運営に関与させないものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）
第13条　事業所は、事故の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
(1)　事故発生防止のための指針を整備する。
(2)　事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所管理者に報告されるとともに、原因の分析結果に基づき策定した改善案の結果について、従業者に周知徹底を図る。
(3)　従業者に対して事故発生防止のための研修を定期的に実施する。
２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をする。
３　利用者に対する指定通所介護または介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速かに行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）
第14条　事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
(1)　採用時研修　採用後１ケ月以内
(2)　継続研修　　年２回
２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４　事業所は、自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、評価の結果を公

表するものとする。
5　事業所は、利用者に対する指定通所介護または介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供に関する記録を整備し、その完結日から５年間保存するものとする。
6　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定める。

附　則
この規程は、平成20年10月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成21年 1月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成21年 8月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成22年 4月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成22年 7月16日から施行する。
附　則
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成28年10月1日から施行する。
附　則　（平成29年3月21日　会長達第247号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
附　則　（平成31年2月22日　会長通達第293号）
（施行期日）
1　この規程は、平成31年3月1日から施行する。
附　則　（平成31年3月29日　会長通達第303号）
（施行期日）
1　この規程は、平成31年4月1日から施行する。
附　則　（令和1年9月19日　会長通達第315号）
（施行期日）
1　この規程は、令和1年10月1日から施行する。
附　則　（令和3年3月31日　会長通達第362号）
（施行期日）
1　この規程は、令和3年4月1日から施行する。
附　則　（令和4年4月1日　会長通達第386号）
（施行期日）
1　この規程は、令和4年4月1日から施行する。
附　則　（令和5年6月20日　会長通達第398号）
（施行期日）
1　この規程は、令和5年7月1日から施行する。
附　則　（令和7年4月1日　会長通達第424号）
（施行期日）
1　この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附　則　（令和8年5月28日　会長通達第443号）

（施行期日）

1　この規程は、令和8年6月1日から施行する。